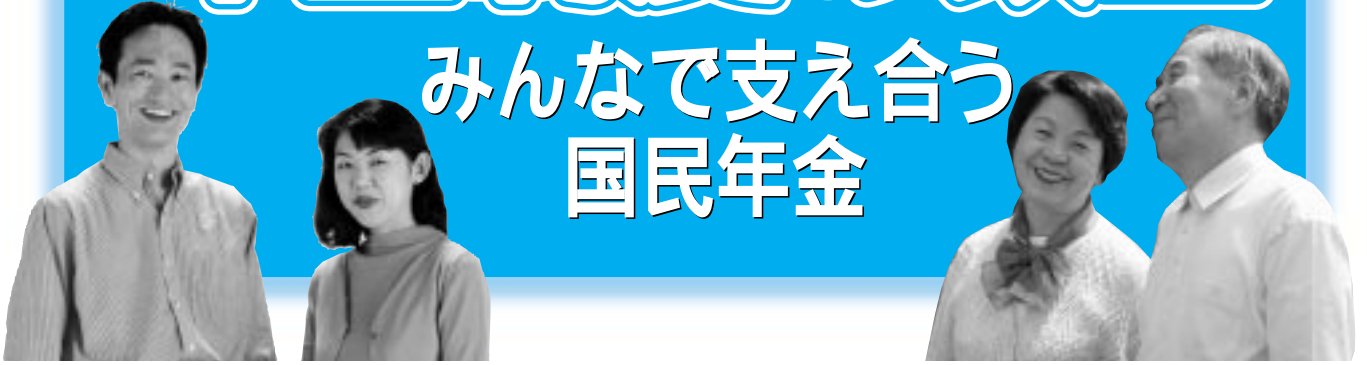


# 年金制度の改正

## みんなで支え合う 国民年金



公的年金は、老後の生活保障を社会全体で支え合おうというものです。すべての成人が加入し、現役の世代が老齢の世代を支える「世代間扶養」で成り立っています。その運営は国が責任を持って行っているため、制度が破たんしたり、将来、年金がもらえなくなるといった心配はありません。しかし、現在、社会の少子・高齢化が急速に進み、経済の低成長傾向が続く中で、将来の現役世代の負担能力の限界も心配されています。そこで、将来にわたって安定した制度を続けるために年金制度が改正されました。この特集では、主な改正点をご案内します。

### 少子・高齢化などの 社会情勢に合わせて 制度を見直し

国民年金は、二十歳以上六十歳未満の国民(被保険者)が加入して保険料を支払い、六十五歳(受給者)から老齢基礎年金が支給されるようになっていきます。支給開始を六十歳に繰り上げて、一定の割合で減額された年金を受け取ることもできます。

しかし、将来の六十五歳以上の人口割合は、社会の少子・高齢化の急速な進行により、平成十二年の一七・二%から平成三十七年には二七・四%になると見込まれています。年金制度では、現在、およそ四人の現役世代で一人の老齢世代を支えているものが、平成三十七年には二人で一人を支えることとなります。また、経済の低成長などが、賃金の上昇を低くしているほか、企業自体の年金保険料負担を重くしています。今回の年金制度改正は、このような社会情勢に合わせて、活力ある長寿社会を実現するために、老後の所得を保障するとともに現役世代の負担を増大させないようにしようというものです。

### 改正のポイント 1

#### 20歳以上の学生は保険料の納付を猶予

保険料の学生納付特例制度を創設

(平成12年度から)

二十歳以上の学生は、国民年金に加入して保険料を納付することが義務付けられています。平成十二年三月までは、親元の前年の収入が基準以下の場合、申請すれば保険料が免除されましたが、四月からは、親元の収入に関係なく本人の収入が基準以下の場合には、申請すれば猶予されることになりました。

### 20歳以上の学生の特例

#### 改正前

##### 学生免除(平成12年3月まで)

親元の収入により免除を判定  
免除された期間の取り扱い  
受給資格期間に免除期間を算入  
免除期間に対する老齢基礎年金額は、納めた場合の1/3として計算  
免除期間中は、障害基礎年金が保証される納付要件に算入  
10年間は追納ができる

#### 改正後

##### 学生納付特例制度(平成12年4月から)

本人の収入により猶予を判定  
学生納付特例期間の取り扱い  
受給資格期間に特例期間を算入  
追納しない場合、特例期間に対する老齢基礎年金額は計算されない  
特例期間中は、障害基礎年金が保証される納付要件に算入  
10年間は追納ができる

### 20歳以上の 学生



改正のポイント  
**2**

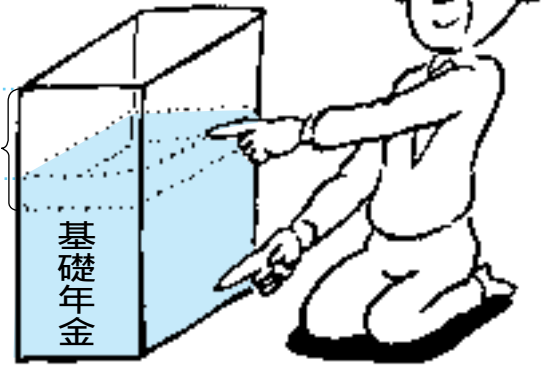
基礎年金の  
繰り上げ受給では  
減額率を低減

60歳受給時の減額率を42%から30%へ  
(平成13年度から)

昭和16年4月2日生まれ以降の人  
(平成13年4月1日以降に60歳になる人)

老齢基礎年金の受給は六十五歳からですが、六十歳から繰り上げて受給することもできます。繰り上げ受給の際は減額があり、六十歳で受給する場合の減額率は、従来は四二%でしたが、平成十三年度からは三〇%になります。さらに、減額率は従来は年単位で設定されていましたが、十三年度からは月単位になります。月ごとの減額単位は〇・五%（注）です。例えば、六十歳

60歳からの  
受給



平成12年度までは42%の減額  
30%の減額

改正のポイント  
**3**

特別支給の老齢厚生年金の  
支給開始年齢を引き上げ

(平成25年度から)

段階的な引き上げで支給開始年齢が65歳へ  
昭和六十一年の年金法改正により、老齢厚生年金の支給開始年齢が六十五歳になりました。現在、経過措置として、六十歳から六十五歳までの間は、特別支給の老齢厚生年金が支給され、六十五歳になった時点で老齢基礎年金と上乗せ分の老齢厚生年金に切り替わることになっています。また、平成六年の改正では、平成十三年四月(昭和十六年四月一日以降に生まれた男性から適用)から、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が生年月日によって段階的に引き上げられることになりました。さらに今回の改正では、平成二十五年四月(昭和二十八年四月二日以降に生まれた男性から適用)から報酬比

十一カ月で繰り上げ受給をした場合、従来は六十歳で繰り上げ受給をした場合と同じ四二%の減額率が適用されましたが、平成十三年度からは四年一カ月を繰り上げたとして、二四・五%(四九カ月×〇・五%)になります。  
(注) 算出根拠/六十歳で三〇%減額なので、六十五歳までは六〇カ月五年間あり、均等割すると、三〇%÷六〇カ月=〇・五%(一カ月)

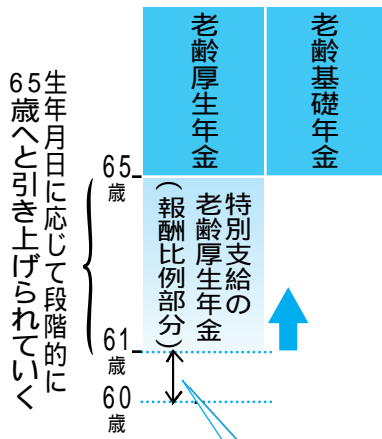
老齢基礎年金の  
「繰り上げ減額率」と「繰り下げ増額率」  
(平成13年4月から改正)

昭和16年4月1日以前生まれの人	年齢	昭和16年4月2日以降生まれの人
42%	60歳	30%
35%	61歳	24%
28%	62歳	18%
20%	63歳	12%
11%	64歳	6%
0%	65歳	0%
12%	66歳	8.4%
26%	67歳	16.8%
43%	68歳	25.2%
64%	69歳	33.6%
88%	70歳	42%

繰り上げ減額率

繰り下げ増額率

老齢厚生年金の  
支給開始年齢の引き上げ  
(平成25年4月から改正)



例部分も段階的に引き上げられ、昭和三十一年四月二日以後に生まれた男性からは、老齢基礎年金と老齢厚生年金が六十五歳からの支給になります。

昭和28年4月2日以降生まれの男性は支給されません(61歳から支給)。女性は5年後に実施

老齢厚生年金についての  
詳しいお問い合わせは  
四日市社会保険事務所  
(☎53-5511)